

令和8年10月～

普通ごみは有料指定袋で 出すことになります。



- ・将来世代の負担を勘案し、さらなるごみ減量・資源化を推進すること
- ・地域のごみ処理の負担を軽減するため、地域コミュニティへの支援が必要であること
- ・岐阜羽鳥衛生施設組合の構成市町と一体となつてごみ減量・資源化を推進すること

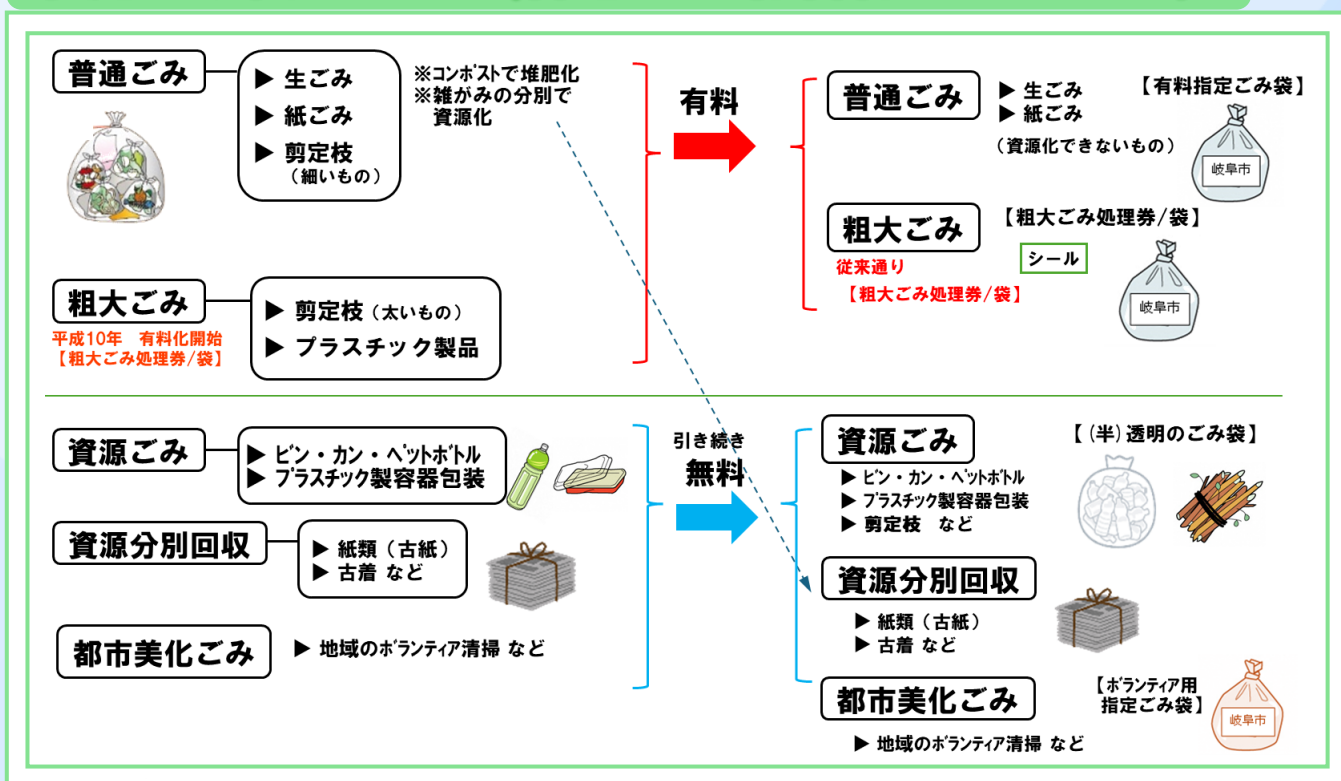
本市のごみ処理の現状・地域課題等を総合的に勘案し、

令和8年10月1日から、ごみ処理有料化制度を実施します。

有料化の対象は、

「**家庭系普通ごみ**」と「**事業系普通ごみ**」です。

家庭から出るごみ（普通ごみ有料化のイメージ）



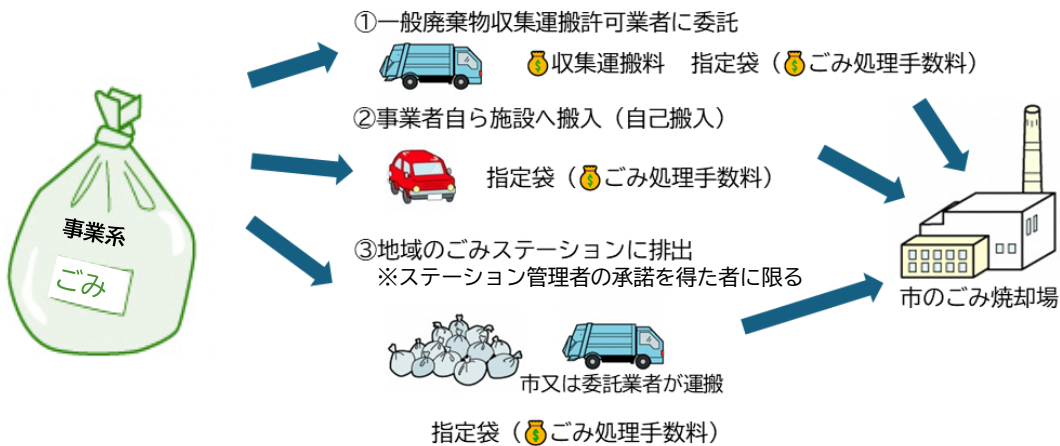
- ・令和8年10月1日以降、普通ごみは、『普通ごみ有料指定袋』でごみステーションに出してください。
- ・粗大ごみの出し方、手数料額は、従来どおりです。
- ・資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル、プラ製容器包装など）の回収は、従来どおりです。
『無色透明または乳白色で半透明のごみ袋』で、ごみステーションに出してください。
- ・剪定枝は、『紐等で束にするか、袋に入れて』、粗大ごみ自己搬入施設に搬入した場合、無料で回収します。
- ・都市美化ごみの処理は、無料です。市が個別に回収するか、少量の場合、市が無料で配布する「ボランティア用指定ごみ袋」で、ごみステーションに出してください。

ごみ処理手数料の額（普通ごみ有料指定袋の価格）

普通ごみ有料指定袋の容量	家庭系			事業系
	大 (45L)	中 (30L)	小 (15L)	45L
ごみ袋1枚あたりの手数料〔税込み〕	50円	33円	16円	50円
販売額(1袋10枚入り)〔税込み〕	500円	330円	160円	500円

令和8年8月頃から、指定ごみ袋取扱店（今後募集）にて、1袋（10枚入り）単位で、販売予定です。

事業系普通ごみの排出方法



令和8年10月1日からは、事業系普通ごみ有料指定袋に入れて、施設へ搬入する等してください。

併用施策

有料化に合わせ、次のような施策も進めていきます。

区分	併用施策	内容
ごみの減量・資源化	家庭系剪定枝の資源化	・家庭系剪定枝（家庭で庭木を剪定した枝や葉）を資源物として回収し、資源化
	プラスチック製品の再商品化（R10年度末までに実施）	・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の一部（スプーン、歯ブラシなど）を回収し、再商品化
	その他の資源化手法の調査研究	・使用済み紙おむつの資源化 ・落ち葉や刈り草、草花の資源化 など
地域のごみ処理支援	ごみステーション維持管理等に対する自治会への協力費	・カラス対策用ネットの購入や管理当番への謝礼、有料指定ごみ袋の配付など、自治会の裁量で広い用途に利用できる協力金を交付
	高齢者等へのごみ出し支援	・ごみをステーションへ持ち出すことが困難な高齢者等を支援

お問い合わせ先

岐阜市役所

環境部環境政策課

電話 058-214-2175

環境部環境事業課

電話 058-214-2831

ご理解・ご協力をお願いいたします

